

令和7年度 府税のしおり③

WEB版は
こちら



©2014 大阪府もずやん

個人事業税

■ 納める人

● 課税対象業種及び税率

府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める第一種事業、第二種事業、第三種事業を営んでいる個人が納めます。

区分	税率	事業の種類			
第一種事業 (37業種)	5%	物 品 販 売 業	保 険 業	金 銭 貸 付 業	物 品 貸 付 業
		不 動 産 貸 付 業	製 造 業	電 気 供 給 業	土 石 採 取 業
		電 気 通 信 事 業 (放 送 事 業 を 含 む 事 業。)		運 送 業	運 送 取 扱 業
		船 舶 定 係 場 業	倉 庫 業	駐 車 場 業	請 負 業
		印 刷 業	出 版 業	写 真 業	席 貸 業
		旅 館 業	料 理 店 業	飲 食 店 業	周 旋 業
		代 理 業	仲 立 業	問 屋 業	両 替 業
		公 衆 浴 場 業 (第 三 種 事 業 以 外 の も の。)		演 劇 興 行 業	遊 技 場 業
		遊 覧 所 業	商 品 取 引 業	不 動 産 売 買 業	広 告 業
		興 信 所 業	案 内 業	冠 婚 葬 祭 業	
第二種事業 (3業種)	4%	畜 産 業	水 産 業	薪 炭 製 造 業	
第三種事業 (30業種)	5%	医 業	歯 科 医 業	薬 剤 師 業	獣 医 業
		弁 護 士 業	司 法 書 士 業	行 政 書 士 業	公 証 人 業
		弁 理 士 業	税 理 士 業	公 認 会 計 士 業	計 理 士 業
		社会保険労務士業	コンサルタント業	設 計 監 督 者 業	不 動 産 鑑 定 業
		デ ザ イ ン 業	諸 芸 師 匠 業	理 容 業	美 容 業
		ク リ ー ニ ン グ 業	公 衆 浴 場 業 (銭 湯。)	歯 科 衛 生 士 業	歯 科 技 工 士 業
		測 量 士 業	土 地 家 屋 調 査 士 業	海 事 代 理 士 業	印 刷 製 版 業
	3%	あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業		装 蹄 師 業	

● 不動産貸付業・駐車場業の認定基準

不動産及び駐車場の貸付けにあつては(表1)、(表2)の基準以上のものが課税対象となります。

なお、共有不動産は、持分にかかわらず共有不動産全体の貸付状況により認定し、税額は所得金額に応じて計算します。また、信託物件も貸付件数等に含みます。

(表1) 不動産貸付業

貸付けの態様			基 準
建 物	住 宅	① 一戸建住宅以外の住宅 (アパート、貸間等)	10室(注1)
		② 一戸建住宅	10棟(注1)
	住 宅 以 外	③ 独立家屋以外の建物	10室(注1)
		④ 独立家屋	5棟(注1)
土 地	⑤ 住宅用		貸付け契約件数が10件又は貸付総面積が2,000平方メ ートル(注2)
	⑥ 住宅用以外		貸付け契約件数が10件(注2)
⑦ 上記①～⑥を併せて貸付けている場合			室数、棟数又は土地の貸付け契約件数の合計数が10件 (注3)
⑧ 上記①～⑦の基準未満の建物の貸付けを行っている場合においても、当該建物の貸付総面積が600 平方メートル以上で、かつ当該建物の貸付けに係る賃貸料収入金額が年1,000万円以上である場合 (一時的に収受する権利金及び更新料等並びに消費税及び地方消費税として収入する額を除きます。)			

(注1) 貸付基準には、空室等(建物)も含まれます。また、独立的に区画された2以上の室を有する建物は、一棟貸しの場合でも室数で判定します。

(注2) 一の契約により、2以上の画地(道路、囲い、垣根等により明らかに他と区画された土地)を貸付けている場合には、画地の数が貸付け契約件数となります。

(注3) 貸付けの態様の区分が異なる不動産を併せて貸付けている場合で、当該貸付不動産の室数、棟数又は貸付け契約件数の合計が10以上のものについても、不動産貸付業に該当します。

(表2) 駐車場業

貸付けの態様	基 準
建築物でない駐車場(青空駐車場)	収容可能台数 10台
建築物である駐車場	収容可能台数 1台

● 不動産貸付業・駐車場業のよくあるお問合せ

Q1 私は兄と共有するアパート(10室)の賃貸収入があります。(持分2分の1)

この場合、不動産貸付業と認定されますか。

共有の不動産の場合、その不動産全体の貸付可能室数や面積などの認定基準で認定します。土地や駐車場の貸付けの場合も同様の基準で認定します。

Q2 府税事務所から不動産と駐車場に関する照会書が届きましたが回答は必要ですか。

所得税の申告内容では貸付けの態様や件数等を確認することが困難な場合、照会書等で貸付状況についてお伺いすることがあります。回答にご協力いただきますようお願いします。

■ 納める額

$$(\text{事業所得及び不動産所得の金額} + \text{所得税の事業専従者控除額} - \text{個人事業税の事業専従者控除額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{損失の繰越等の控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額}$$

● 事業所得及び不動産所得の金額

前年の1月1日から12月31日までの1年間の事業から生じた所得で、原則として、所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。

● 個人事業税の事業専従者控除額

事業を行う方と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する方について適用があります。

○青色事業専従者控除額

原則として、所得税の事業専従者給与額と同じです。

ただし、所得税で配偶者控除等を選択したために事業専従者給与の必要経費算入を認められない場合において、所得税の確定申告書で「事業税に関する事項」欄に事業に従事している旨の申告があり、事業税において事業専従者の要件に該当するときは、給与額を控除します。

○白色事業専従者控除額

各事業専従者について、次の①と②のいずれか低い金額を控除します。

① 次の事業専従者の区分に応じてそれぞれ次に定める金額

ア その事業を行う個人の配偶者である事業専従者 86万円

イ アに掲げる者以外の事業専従者 50万円

② 事業専従者控除前の所得金額 ÷ (事業専従者数 + 1)

● 青色申告特別控除額

所得税の青色申告特別控除は、個人事業税では適用がありません。

● 損失の繰越等の控除額

○欠損金(損失・被災事業用資産の損失)の繰越控除

① 損失の繰越控除

損失の生じた年分について期限内に青色申告されており、以後連続して申告されている場合は、3年間控除できます。

② 被災事業用資産の損失の繰越控除

災害で事業用資産に損失が発生した場合において、期限内に申告されており、以後連続して申告されている場合は、3年間控除できます。

○事業用資産の譲渡損失(繰越)控除

事業用資産を事業の用に供しなくなった日の翌日から1年以内に譲渡して生じた損失がある場合は、期限内に申告されていれば控除できます。また、青色申告されており、以後連続して申告されている場合は、控除しきれなかった損失額を、3年間控除できます。

● 事業主控除額

年間 290万円

ただし、事業を行った期間が1年に満たない場合は、月割額表の通りとなります。

月割額表

(単位:千円)

事業期間	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	12か月
事業主控除額	242	484	725	967	1,209	1,450	1,692	1,934	2,175	2,417	2,659	2,900

※月数は暦に従い計算し、月数の計算で1月に満たない場合は、1月とします。

● 税額の計算例(事例における「事業所得」は物品販売業に係るものとします。)

(例1)「事業所得」があり、年間通じて営業している場合

事業所得金額	4,000,000円
青色申告特別控除額	650,000円

$$\begin{aligned} & (\text{所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額} \\ & (4,000,000 + 650,000 - 2,900,000) \times 5\% = 87,500\text{円} \end{aligned}$$

(例2)「事業所得」があり、6月に開業した場合(事業期間 7か月)

事業所得金額	2,000,000円
青色申告特別控除額	650,000円

※事業主控除額月割額

$$\begin{aligned} & (2,900,000 \times \text{事業月数} \div 12) = 2,900,000 \times 7 \div 12 \\ & = 1,691,666.66\cdots \Rightarrow 1,692,000\text{円} \\ & \hspace{15em} (\text{千円未満の端数切上げ}) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & (\text{所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額} \\ & (2,000,000 + 650,000 - 1,692,000) \times 5\% = 47,900\text{円} \end{aligned}$$

(例3)「事業所得」があり、6月に廃業した場合(事業期間 6か月)

事業所得金額	5,000,000円
青色申告特別控除額	650,000円

※事業主控除額月割額

$$\begin{aligned} & (2,900,000 \times \text{事業月数} \div 12) = 2,900,000 \times 6 \div 12 \\ & = 1,450,000\text{円} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & (\text{所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額} \\ & (5,000,000 + 650,000 - 1,450,000) \times 5\% = 210,000\text{円} \end{aligned}$$

(例4)「事業所得」と「不動産所得(不動産貸付業に該当)」がある場合

事業所得金額	1,000,000円
不動産所得金額	2,500,000円
青色申告特別控除額	650,000円

$$\begin{aligned} & (\text{事業所得金額} + \text{不動産所得金額} + \text{青色申告特別控除額} - \text{事業主控除額}) \times \text{税率} = \text{税額} \\ & (1,000,000 + 2,500,000 + 650,000 - 2,900,000) \times 5\% = 62,500\text{円} \end{aligned}$$

(例5)「事業所得」と「不動産所得」のいずれかに事業税の対象とならない事業の所得がある場合

(例:不動産や駐車場の貸付のいずれか一方が課税対象外となる場合)

貸付物件内容 マンション 12室…不動産貸付業に該当するため課税対象

青空駐車場 8台…駐車場業に該当しないため課税対象外

※区分経理をしていない場合は、所得金額及び青色申告特別控除額を収入金額で按分計算します。

(損失を翌年に繰り越す場合も同じです。)

不動産収入金額	10,000,000円
マンション貸付に係る収入金額	8,500,000円
青空駐車場貸付に係る収入金額	1,500,000円
不動産所得金額	6,000,000円
青色申告特別控除額	650,000円

$$6,000,000 \times (8,500,000 \div 10,000,000) = 5,100,000$$

… マンション貸付に係る按分計算した所得金額

$$650,000 \times (8,500,000 \div 10,000,000) = 552,500$$

… マンション貸付に係る按分計算した青色申告特別控除額

(マンション貸付に係る按分計算した所得金額 + マンション貸付に係る按分計算した青色申告特別控除額
－ 事業主控除額) × 税率 = 税額

$$(5,100,000 + 552,500 - 2,900,000) \times 5\% = 137,600円$$

(千円未満の端数切捨て)

(例6)医業を営んでおり、社会保険診療に係る収入がある場合

事業収入金額	20,000,000円
社会保険診療に係る収入金額	5,000,000円
自由診療に係る収入金額	15,000,000円
事業所得金額	7,000,000円
青色申告特別控除額	650,000円
租税特別措置法第26条の適用	なし

※社会保険診療に係る所得は、課税対象外となります。この所得を区分経理していない場合は、所得金額及び青色申告特別控除額を収入金額に占める社会保険診療に係る収入金額の割合で按分計算します。

$$(7,000,000 + 650,000) \times (5,000,000 \div 20,000,000) = 1,912,500$$

(小数点第6位未満を切上げ) (社会保険診療所得金額)

(所得金額 + 青色申告特別控除額 - 社会保険診療所得金額 - 事業主控除額) × 税率 = 税額

$$(7,000,000 + 650,000 - 1,912,500 - 2,900,000) \times 5\%$$

$$(千円未満の端数切捨て) = 141,850円 \Rightarrow 141,800円$$

(百円未満の端数切捨て)

■ 納める方法

● 申告

3月15日までに府税事務所に申告書を提出しなければなりません。
ただし、次の人は、申告書を提出する必要がありません。

- ① 所得税の確定申告書又は個人住民税の申告書を提出した人
- ② 収入金額から必要経費を差し引いた金額が290万円(事業主控除額)以下の人

● 納税

納期は、原則として8月、11月の年2回です。8月に府税事務所から送付する納税通知書により各納期に納めます。税額(年税額)が1万円以下の場合は、8月にその全額を納めます。

※11月に納める納付書は、8月送付時に同封しています。

なお、これと異なる月に納税通知書を送付する場合は、当該納税通知書に定める納期によります。

■ 個人事業税のよくあるお問合せ

● Q1 個人で新しく事業を始めるときや廃止するときは、税に関する届出が必要ですか。

事務所・事業所の所在地を担当する府税事務所に「事業開始・変更・廃止申告書(府税規則様式第31号)」を提出いただく必要があります。

申告書の用紙は府税事務所の窓口のほか、府税のホームページ「[府税あらかると](#)」からもダウンロードできます。

● Q2 年の中で事業を廃止した場合、又は事業者が死亡した場合も課税されますか。

個人事業税は、事業を廃止(事業者が死亡した場合を含みます。)した場合、当該年の1月1日から事業の廃止の日までの期間の所得に基づいて課税されます。

個人事業者が死亡した場合、個人事業税の納税義務は相続人に承継されます。

● Q3 所得税の青色申告特別控除は、個人事業税でも適用されますか。

所得税の青色申告特別控除は個人事業税では適用がありません。

● Q4 個人事業税の納付額は、翌年の所得税の確定申告で租税公課に計上できますか。

租税公課として経費に計上できます。

■ 減免

事業用資産又は住宅や家財等の住居用資産について災害等により受けた損害金額がその資産価格の2分の1以上の方等は、減免申請書等を災害の発生した日以後1年以内に到来する納期限までに提出していただくことにより、その損害の程度に応じて減免や徴収猶予が認められる場合があります。また、生活保護法により生活扶助を受けている方等についても、一定の要件に該当する方は減免される場合があります。

■ 納税場所

各府税事務所(令和7年9月30日で原則取扱終了)のほか、以下の場所や方法で納めることができます。

● 府の指定金融機関又は収納代理金融機関

詳しくは府税のホームページ「府税あらかると」の[取扱金融機関一覧](#)をご覧ください。

● 大阪府内の各郵便局

● 地方税統一QRコード(eL-QR)に対応する金融機関

QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

● 口座振替

個人事業税の納付には、便利で安心、そして安全な「口座振替」をぜひご利用ください。詳しくは、府税事務所へお問い合わせください。

(令和7年5月1日現在)

取扱金融機関	府税の収納事務を取り扱う銀行・労働金庫、府内にある信用金庫、信用組合、農業協同組合の本・支店、インターネット専業銀行 ※ゆうちょ銀行(郵便局)では取扱いできません。 ※詳しくは府税のホームページをご覧ください。
取扱預金口座	普通預金、当座預金、納税準備預金
申込手続	「大阪府税預金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預金通帳使用印鑑を押印の上、申し込んでください。お申込みから概ね3か月後の納付分から口座振替が開始されます。「大阪府税預金口座振替依頼書兼大阪府税預金口座振替停止届」は、各府税事務所の窓口へ備え付けているほか、府税のホームページ「 府税あらかると 」からもダウンロードできます。
振替日	納期限の日にご指定の預金口座から振り替えられます。 ※振替日に預金不足の場合は、振替不能となり、口座振替の取扱いができません。

● コンビニエンスストア等

個人事業税の納付書のうち、コンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷がある納付書(30万円以下のもの)については、以下の国内のコンビニエンスストア等で納めることができます。

(令和7年5月1日現在)

セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストア、ローソン、MMK設置店
※MMK設置店とは、MMK(マルチメディアキオスク)端末が設置されているスーパーマーケットやドラッグストア等の店舗のことです。

● スマートフォン決済アプリを利用した納付(領収証書は発行されません。)

「地方税統一QRコード(eL-QR)」の印刷がある納付書については、スマートフォン決済アプリから「地方税統一QRコード(eL-QR)」を読み取ることで納めることができます。

● Pay-easy(ペイジー)を利用した納付(領収証書は発行されません。)

「地方税統一QRコード(eL-QR)」又は「eL番号」の印刷がある納付書については、「[地方税お支払サイト](#)※」を利用して金融機関のATMやインターネットバンキング等で納めることができます。

● クレジットカードを利用した納付(領収証書は発行されません。)

「地方税統一QRコード(eL-QR)」又は「eL番号」の印刷がある納付書については、「[地方税お支払サイト](#)※」を利用してクレジットカードで納めることができます。

※ 詳しくは、府税のホームページ「[府税あらかると](#)」をご覧ください。

※ 納期限までに完納できない場合は、担当区域の府税事務所納税課までご相談ください。

納期限までに完納されない場合は、滞納となり延滞金がかかります。

※「[地方税お支払サイト](#)」へは、右の二次元コードからアクセスしてください。



お問合せ先

府税事務所

(令和7年4月1日現在)

事務所名	電話・ファックス	郵便番号	所在地	担当区域
中央	TEL 06(6941)7951 FAX 06(6941)7935	540-0008	大阪市中央区大手前3丁目1番43号 大阪府新別館北館	大阪市 都島区、福島区、此花区、中央区、西区、港区、大正区、西淀川区、東成区、生野区、旭区、城東区、鶴見区 北区、淀川区、東淀川区 天王寺区、浪速区、阿倍野区、住之江区、住吉区、東住吉区、平野区、西成区
なにわ北	TEL 06(6362)8611 FAX 06(6362)6760	530-8502	大阪市北区西天満3丁目5番24号	
なにわ南	TEL 06(6775)1414 FAX 06(6775)1363	543-8533	大阪市天王寺区伶人町2番7号 (大阪府夕陽丘庁舎内)	
三島	TEL 072(627)1121 FAX 072(627)1327	567-8515	茨木市中穂積1丁目3番43号 (三島府民センタービル内)	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町
豊能	TEL 072(752)4111 FAX 072(752)4124	563-8588	池田市城南1丁目1番1号 (池田・府市合同庁舎内)	豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町
泉北	TEL 072(238)7221 FAX 072(222)6536	590-8558	堺市堺区中安井町3丁4番1号	堺市、泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町
泉南	TEL 072(439)3601 FAX 072(423)1962	596-8520	岸和田市野田町3丁目13番2号 (泉南府民センタービル内)	岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町
南河内	TEL 0721(25)1131 FAX 0721(25)2192	584-8531	富田林市寿町2丁目6番1号 (南河内府民センタービル内)	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
中河内	TEL 06(6789)1221 FAX 06(6789)7442	577-8509	東大阪市御厨栄町4丁目1番16号	八尾市、松原市、柏原市、東大阪市
北河内	TEL 072(844)1331 FAX 072(846)2883	573-8501	枚方市岡東町19番1号 ステーションビル枚方オフィスB 9階	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市

◎開庁時間は全て平日の午前9時から午後5時45分までです。

- ★上記お問合せ先のファックス番号はお問合せ専用です。申請書・申告書等は受け付けられませんのでご注意ください。
- ★間違い電話が増えています。おかけ間違いのないよう、ご注意ください。

○自動音声案内(大阪府税テレフォンガイド)

納期限、納税の方法、納税証明書、口座振替については、24時間365日自動音声による案内を行っています。

電話番号:0570-003201

※ 一部のIP電話等でつながらない場合は06-6776-7029にお願いします。



財務部税務局税政課 令和7年7月発行

(府税のホームページ [府税あらかると](#))

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎(ささしまコスモタワー)18 階

TEL06-6941-0351/FAX06-6210-9932